

2 例会 可決した 第 2 例会 議案

(1 面から続く)

●哲学堂公園庭球場照明等

改修工事請負契約 改修工事に係る請負契約を締結するに当たり、議決をしたものです。

●中野区特別区税条例の一部を改正する条例

次の 4 点について規定を整備するものです。 ①森林環境税の導入等に伴い、規定を整備するものです。②給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を改めるものです。③特定小型原動機付自転車の種別割の税率について規定を整備するものです。④軽自動車税の種別割に係る税率の特例等の適用期限の延長等を行うものです。

●中野区障害者福祉会館条例等の一部を改正する条例

障害者福祉会館、かみさぎこぶし園及び障害児通所支援施設の各施設について、管理を行わせる指定管理者の要件を改めるものです。

●中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人

●中野区立キッズ・プラザ条例の一部を改正する条例

員、設備及び運営に関する「基準」の改正に伴い、関係条例について、所要の規定を整備するものです。

●中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

建築基準法の改正等に伴い、建築物の容積率の制限について、関係条例の規定を整備するものです。

●中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。

●中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人

●中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

員、設備及び運営に関する「基準」の改正に伴い、関係条例について、所要の規定を整備するものです。

●中野区立学童クラブ条例の一部を改正する条例

員、設備及び運営に関する「基準」の改正に伴い、関係条例について、所要の規定を整備するものです。

●中野区立キッズ・プラザ条例の一部を改正する条例

キッズ・プラザの杜を新設するに当たり、規定を整備するものです。

●中野区立学校設置条例の一部を改正する条例

鷺宮小学校及び西中野小学校を廃止し、新たに、鷺の杜小学校を設置するとともに、中野本郷小学校の位置を変更するものです。

●中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

深夜勤務の制限に係る請求の要件について、パートナースhip 関係の相手方についても配偶者と同等の取扱いとするため、規定を整備するものです。

●旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更について

当該契約金額を 3 億 9 65 万円から 3 億 2 2 6 4 万 1 千円に変更するに当たり、議決をしたものです。

●谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約

増築等工事に係る請負契約を締結するに当たり、議決をしたものです。

●中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に

2 例会 可決した 第 2 例会 意見書

(内容 は 次項 に 掲 載)

●決議 (1 件)

前監査委員(高橋信一氏)に対する感謝状贈呈に関して決議したものです。

●議員の派遣について

第 61 回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会に議員を派遣するものです。

●インボイス制度の実施延期を求める意見書

令和 5 年 10 月 1 日消費税率のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施が予定されており、令和 3 年 10 月からはインボイス発行者の登録申請が開始されている。

●特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を

求める意見書 特別支援教育を受ける児童生徒は 10 年間で、特別支援学校については学校数が約 11% 増加、児童生徒数は約 14・3% 増加、特別支援学級は 1・6 倍に増え、児童生徒数は 2・1 倍に増加するなど、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

●有機フッ素化合物(PFOA)汚染に対する早急な調査と対策を求める意見書

PFOA は自然界には存在しない化学物質で、発がん性があることが指摘されている。2021 年の環境省水質調査では、代表的な有機フッ素化合物である PFOA、PFOS、PFOA の 2 種類の調査を行ったところ、都内 15 区 20 市 1 町で米田環境保護局の規制値 4 ナノグラムを上回っており、中野区は PFOA で 22 ナノグラム、PFOS で 6・7 ナノグラムと汚染の度合いが高く、市民の健康を守る観点から放置できない。

●同性間の婚姻に関する議論を深めることを求める意見書

政府は同性間の婚姻について、「憲法 24 条において

区議会だよりへのご意見、ご感想、ご要望などありましたら、今後の参考にさせていただきますので、郵送・電話・FAX・Eメールなどでお気軽に区議会事務局までご連絡ください。

〒164-8501 中野区中野 4-8-1

電話 03-3228-5585

FAX 03-3228-5693

Eメール kugikaijimu@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区中野 4-8-1

03-3228-5585

03-3228-5693

kugikaijimu@city.tokyo-nakano.lg.jp

中野区中野 4-8-1

03-3228-5585